# 第3 安心して働くことのできる環境整備

就労形態にかかわらず公正に処遇され、安心して働くことができるよう、非正規労働者の働き方をめぐるルールの整備、人材育成、ワーク・ライフ・バランスの実現、労働者が生涯を通じて安全で健康に働くことができる労働環境の整備などを推進する。

1 非正規雇用労働者の雇用の安定及び人材の育成・処遇の改善 316億円(283億円)

### (1)有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト(仮称)の推進【新規】 54億円

非正規雇用問題に係るビジョン(平成24年3月)や「非正規雇用労働者の能力開発 抜本強化に関する検討会」報告書(同年12月)などに基づき、非正規雇用で働く労働 者の企業内でのキャリア・アップを総合的に支援する。

具体的には、正規雇用転換、人材育成、処遇改善などに向けたガイドラインを活用するとともに、事業主のこれらの取組みを促進する包括的な助成措置など、ハローワークによる事業主支援体制を強化する。

併せて、非正規雇用の問題についての国民的議論を喚起する。

#### (参考)【平成24年度補正予算案】

#### 〇成長分野における雇用創出

制度要求

(緊急人材育成・就職支援基金の日本再生人材育成支援事業の延長)

成長が期待される分野の事業主が、有期契約労働者などに訓練を行った場合等に助成する日本再生人材育成支援事業の実施期限を一年延長する。

# (2)パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進【一部新規】 15億円(25億円)

パートタイム労働法制の整備を進め、制度の周知を図る。

また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保、正社員への転換を推進するため、パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助、助成措置の活用による支援、職務分析・職務評価の導入支援を行うとともに、パートタイム労働者の活躍を推進する雇用管理改善の取組みの普及促進を図る。

さらに、短時間正社員制度の導入・定着促進のため、ノウハウの提供や助成措置の 活用による支援などを行う。

- ※ 均衡待遇・正社員化推進奨励金 (パートタイム労働者の正社員転換等を推進) については、他の非正規雇用対策関連の助成金と整理・統合し、平成25年度からは有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト (仮称) における包括的な助成措置として実施する。((1)で予算計上)
- (3) 改正労働契約法などの円滑かつ着実な施行(有期労働契約に関する新たなルールなどの円滑な実施) 3.6億円(3.4億円)

平成24年8月に成立した改正労働契約法の改正内容の周知を行うとともに、有期労働契約から無期労働契約への円滑な転換が可能となるよう、無期転換の好事例の収集や社内制度化に向けた取組モデルの開発・普及を行う。

また、有期契約労働者を雇用する事業主に対し、労働基準法や「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」について、必要な指導などを行う。

- (4) **今後の労働者派遣制度の在り方についての検討** 69百万円(81百万円) 平成24年3月に成立した改正労働者派遣法や附帯決議などに基づき、期間制限・専門26業務の在り方や、登録型派遣・製造業務派遣・特定労働者派遣事業の在り方などについて検討する。
- (5) 職業能力評価基準の整備・活用促進(再掲・32ページ参照)

1.8億円(2.5億円)

- (6) 最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援や最低賃金の遵 守の徹底(再掲・39ページ参照) 32億円(41億円)
- (7)フリーターなどのキャリア形成、正社員転換などの就職支援の強化(再掲・27 ページ参照) 138億円(65億円)
- (8)ジョブ・カード制度の推進(再掲・27ページ参照) 95億円(105億円)
  - 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現87億円(109億円)
- (1)過重労働の解消と仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し 9.7億円(12億円)

年次有給休暇の取得促進などのための各種ツールの開発・普及や、恒常的な長時間 労働の実態にある業種や職種に重点化した長時間労働の抑制への対応など、労使の自 主的な取組みへの支援を行う。 また、長時間労働の実態などに関する調査を実施し、必要な検討を行う。

### (2)医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組みの推進

75百万円(52百万円)

医療従事者の勤務環境を改善するため、医療労働に関する専門的な相談体制を拡充するとともに、医療関係団体などと連携して各都道府県で企画委員会、研修会を開催するなど、地域の取組体制を強化する。

### (3)バス、トラック、タクシーの自動車運転者の長時間労働抑制【一部新規】 1.2億円(97百万円)

運輸事業の新規参入者に対し、国土交通省と連携して、労働基準関係法令などの講習を行う。また、国土交通省と都道府県単位の連絡会議を設置し、自動車運転者の労働条件改善などに関する情報・意見交換を行う。

さらに、業界団体未加入の事業者を中心に、労働基準関係法令などの周知などを行う。

# (4)適正な労働条件下でのテレワークの推進、良好な在宅就業環境の確保など 67百万円(72百万円)

「在宅勤務ガイドライン」の周知、テレワーク相談センターでの相談の実施や、労務管理などに関するセミナーの開催により、適正な労働条件を確保しつつ、テレワークの普及促進を図る。

また、在宅就業を良好な就業形態とするため、在宅就業者や、仲介機関などの発注者を対象とした支援事業を実施する。

- (5)仕事と育児の両立支援策の推進(再掲・28ページ参照) 73億円(92億円)
- (6)仕事と介護の両立支援策の推進【新規】(再掲・28ページ参照) 30百万円
- (7)疾病を抱える労働者に対する就労継続支援【新規】(再掲・30ページ参照) 13百万円
- (8)短時間正社員制度の導入・定着の促進(一部前述・35ページ参照) 97百万円(3億円)

短時間正社員制度の導入・定着促進のため、ノウハウの提供や助成措置の活用による支援などを行う。

# 3 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

77億円(77億円)

(1)業種の特性に応じた労働災害防止対策の推進【一部新規】(一部前述・31ページ参照) 4億円(1.1億円)

労働災害の発生件数が多く、安全に対する意識の低い傾向にある第三次産業(小売業、社会福祉施設など)について、事業者に対するコンサルティングを実施し、安全に対する動機付け・意識高揚を図りつつ労働災害防止のための取組みを推進する。

また、陸上貨物運送事業の荷役作業現場での墜落・転落防止のためのガイドラインの策定、指導や建設業の手すり先行工法や個人用保護具の普及により、墜落・転落災害の防止を図る。

- (2)復興工事に従事する労働者の安全確保(再掲・40ページ参照)【一部新規】 2.5億円(3億円)
- (3)東京電力福島第一原発の緊急作業従事者への健康管理対策(再掲・40ページ参照) 4.8億円(6億円)
- (4)原発事故からの復旧・復興事業者の適正な放射線管理実施の指導(再掲・40ページ参照)【新規】 1.4億円
- (5) 石綿ばく露防止対策の推進【一部新規】 14億円(15億円) 建築物などの解体作業での石綿ばく露防止対策や、石綿含有製品の輸入などの禁止を引き続き徹底する。
- (6) 職場での化学物質対策の強化【一部新規】 9.9億円(8.9億円) 職場で利用されている化学物質について、平成24年7月に策定された「既存化学物質評価10ヵ年計画」に基づき、発がん性に重点を置いた有害性評価を10年間で集中的に実施する。
- (7) 職場でのメンタルヘルス対策の推進 31億円(36億円)

メンタルヘルス不調者の発生防止のため、職場でのストレスなどの要因に対する適切な対応が実施されるよう、メンタルヘルス対策の取組み方が分からない事業者などへの支援を行う。

また、事業場でのメンタルヘルス不調者の職場復帰支援について、モデルプログラムの策定などにより充実を図る。

### (8)職場での受動喫煙防止対策の推進

9. 1億円(7. 4億円)

職場での受動喫煙防止対策を推進するため、中小企業事業主に対する喫煙室設置への財政的支援を拡充する。

また、受動喫煙の有害性や対策の必要性についての周知、啓発を行う。

### 4 良質な労働環境の確保

66億円(74億円)

(1)最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援や最低賃金の遵 守の徹底 32億円(41億円)

最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援を実施する。また、最低 賃金の遵守の徹底を図る。

(2)労働問題に関するワンストップ相談体制の整備 16億円(15億円)

依然として高水準で推移し、また「いじめ・嫌がらせ」といった相談が増加するなど、複雑・困難化している個別労働紛争(個々の労働者と事業主との間での職場のトラブル)の円滑かつ迅速な解決の促進を図るため、総合労働相談コーナーの体制の強化を図る。

(3)職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備【一部新規】 90百万円(72百万円)

平成24年3月の「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」などに基づき、この問題の予防・解決に向けて国民や労使に周知・広報を実施する。

また、労使がこの問題への取組みを進める際に活用できる参考資料を作成するとと もに、具体的な取組みを促していくためのセミナーを開催する。

(4)働く人のためのルールに関する教育の実施 26百万円(23百万円)

個別労働紛争の未然防止・早期解決を図るため、労働者や事業者などに対し、労働 契約法などの労働関係法令の教育、情報提供などを実施する。

(5)義肢等補装具費支給制度の拡充【一部新規】 86百万円(52百万円)

新たに筋電電動義手の費用を支給するなど、義肢等補装具費支給制度の拡充を図る。

# (6)労働保険未手続事業一掃対策の推進と労働保険料の収納率の向上

17億円(17億円)

労働者のセーフティネットである労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平を期するため、労働保険の未手続事業一掃対策を推進するとともに、口座振替制度の利用促進などにより、労働保険料の収納率の向上を図る。

※ 労働者災害補償保険法に基づく業務災害や通勤災害を受けた労働者への保険給付など として 8,907 億円 (8,957 億円) を計上。

### 5 震災復興のための労働安全衛生対策

8.8億円(9億円)

### (1)復興工事に従事する労働者の安全確保【一部新規】 2.5億円(3億円)

被災地での復旧・復興工事の進捗状況に応じて、職長、管理監督者などに対する安全衛生に関する教育・研修を支援する。

### (2)東京電力福島第一原発の緊急作業従事者への健康管理対策

4. 8億円(6億円)

東京電力福島第一原発での緊急作業従事者への被ばく防護措置などについて立入調査などによる適切な指導を行う。

また、被ばく線量等管理データベースを運用するとともに、緊急作業従事者に対する健康相談や保健指導を行うほか、一定の被ばく線量を超えた緊急作業従事者に対し、がん検診などを実施する。

# (3)原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導【新規】

1. 4億円

事業主が原発事故からの復旧・復興従事者の放射線管理を適正に行えるよう、中小 零細企業の団体に指導を行う。